

猫保護器借用書

年 月 日

船橋市長 あて

(団体名)
 (代表者) 住 所
 氏 名
 電話番号
 (担当者) 住 所
 氏 名
 電話番号

船橋市飼い主のいない猫の不妊手術実施要綱第10条第1項に基づき、以下のとおり飼い主のいない猫の不妊手術のための保護器を借り入れます。

借用台数	台	保護予定匹数	匹
設置場所			
設置予定期間			

なお、借用にあたっては、以下の事項を遵守します。

- (1) 保護器を飼い主のいない猫の不妊手術のための保護以外に使用しないこと。
- (2) 保護器の権利を譲渡し、又は保護器を転貸しないこと。
- (3) 保護器の設置場所が他人の土地などである場合は、その土地の所有者の許可を得ること。
- (4) 保護器を設置している間は、保護器を監視し、猫を保護したら速やかに回収すること。
- (5) 借用中に保護器が破損又は紛失しないよう、責任を持って管理すること。
- (6) 保護器を使用した後は、洗浄し、速やかに返却すること。
- (7) 保護器に標識を表示すること。
- (8) その他市長が指示した事項

センター記入欄

貸し出し期間 年 月 日～ 年 月 日

貸し出し台数 台

保護器番号

身分証等確認 (確認書類) (確認者)